

9 東京地方裁判所 平成17年10月17日判決

平成17年10月17日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 杉本由紀子

平成16年(ワ)第639号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成17年7月25日

判 決

東京都

原 告 X 1

同 所

原 告 X 2

上記両名訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同訴訟復代理人弁護士 島 幸 明

東京都港区北青山3丁目2番5号

被 告 インターナショナル・カーレンジ
チェンジャーズ株式会社

代表者 代表取締役

訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告は、原告 X 1 に対し、金1966万6224円及びこれに対する平成15年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告 X 1 のその余の請求及び原告 X 2 の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用中、原告 X 1 と被告との間で生じた分は、これを10分し、その3を原告 X 1 の、その余を被告の各負担とし、原告 X 2 と被告との間で生じた分は、原告 X 2 の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 主位的請求

- (1) 被告は、原告 X1 に対し、金 2185万1360円及びこれに対する平成15年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告 X2 に対し、金 2136万6460円及びこれに対する平成15年9月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

- (1) 被告は、原告 X1 に対し、金 1985万1360円及びこれに対する平成16年1月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告は、原告 X2 に対し、金 1936万6460円及びこれに対する平成16年1月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告らが、被告との間で行った外国為替証拠金取引は賭博行為であり、被告及びその従業員らの行為は私設賭場への勧誘として違法であるなどと主張して、主位的に、不法行為（民法709条及び715条）に基づく損害賠償請求権に基づき、同取引による損失額及び弁護士費用相当額として、原告 X1（以下「原告 X1」という。）につき金 2185万1360円、原告 X2（以下「原告 X2」という。）につき金 2136万6460円及び各金員に対する最終の不法行為の日である平成15年9月25日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、公序良俗違反、錯誤による無効、詐欺、消費者契約法に基づく取消しを理由とする不当利得返還請求権に基づき、同取引による損失として、原告 X1 につき金 1985万1360円、原告 X2 につき金 1936万6460円及び各金員に対する訴状送達の日の翌日である平成16年1月24日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、末尾掲記の証拠によって認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告 X 1 は、大正 14 年〇月〇日生まれの女性であり、尋常高等小学校卒業後、農業、洋裁の仕事に従事したことがあったが、被告との間で外国為替証拠金取引を行った当時は無職であり、弟である原告 X 2 と肩書き住所地で同居していた(甲 6, 甲 22, 甲 43, 原告 X 1 本人)。

イ 原告 X 2 は、昭和 4 年〇月〇日生まれの男性で、被告との間で原告 X 2 名義の外国為替証拠金取引が行われた当時、無職であった(甲 7, 甲 44)。

ウ 被告は、一般消費者に対して、外国為替証拠金取引を勧誘し、顧客と相対取引を行うことなどを業とする株式会社である。

尾島 (以下「尾島」という。) 及び斎藤 (以下「斎藤」という。) は、原告 X 1 に外国為替証拠金取引を勧誘した当時、被告の従業員であった。

(2) 外国為替証拠金取引(甲 5, 甲 6)

ア 外国為替証拠金取引とは、顧客が相手方に対し、一定の証拠金を預け、インターバンクレート(インターバンク市場で形成された取引レート)を指標にして、証拠金の何倍もの金額の為替取引をし、為替差益と金利差益の取得を目的とするものである。同取引には、顧客が相手方と直接相対取引をする形態と外国為替証拠金取引取扱業者が他社と顧客との相対取引を仲介する形態がある。

イ 被告と原告 X 1との間及び被告と原告 X 2 名義で行われた外国為替証拠金取引の商品名は、FX-WIN というものであり、その内容は、概略以下のとおりである。

(ア) 取引形態等

FX-WIN は、外国通貨 1 万単位を最低取引単位(1 ロット)とする外国為替証拠金取引であり、その取引形態は、顧客と被告との間の相対取引である。

取引通貨は、米ドル、ユーロ、円、英ポンド、スイスフラン、豪ドル、カナダドル、ニュージーランドドルなどである。

(イ) 証拠金及び手数料

顧客は、被告に対し、取引金額の約10分の1を証拠金として預託する。例えば、米ドル売買の場合は、1ロット（1万米ドル）当たり10万円、ユーロ売買の場合は、1ロット（1万ユーロ）当たり10万円を証拠金として預託する。

顧客は、被告に対し、取引手数料として、1ロット当たり売買往復5250円（消費税250円を含む）を支払う。

(ウ) スワップ金利（スワップポイント）

被告は、円通貨と取引通貨における金利差を日々計算し、顧客が高金利通貨を買い、低金利通貨を売るという建玉をした場合には、被告が顧客に対して金利差額（スワップ金利）を支払い、逆であれば、顧客が被告に対して、スワップ金利を支払う。例えば、米ドル金利が円金利を上回る現状において、顧客が米ドル買いの取引をした場合には、被告が顧客に対してその建玉が決済されるまでスワップ金利を支払い続けるが、顧客が米ドル売りの取引をした場合には、顧客が被告に対してその建玉が決済されるまでスワップ金利を支払い続ける。

(エ) 取引レート及びスワップ金利

被告が顧客に提示する取引レートは、インターバンクレートと一致するものではなく、同レートを基準として被告が自由に設定するものである。

スワップ金利は、被告が金利変動等を考慮して自由に設定する。

被告がFX-WINについて設定した1ロット当たりのスワップ金利は、別表3記載のとおりである。顧客は、買い建玉をした場合には、被告から同表「買い」記載の金額を毎日受け取ることができ、売り建玉をした場合には、被告に対して同表「売り」記載の金額を毎日支払わなければならない。

(オ) 取引期間

各建玉についての決済期限はなく、顧客が自らの意思で決済する時期を決定することができる。

(カ) 規制法等

原告X1及び原告X2名義のFX-WINの取引が行われた当時、外国為替証拠

金取引を規制する法律はなかった。

(3) 原告 X 1 及び原告 X 2 名義の FX-WIN の取引

ア 原告 X 1 は、別表 1 建玉分析表記載のとおり、被告との間で FX-WIN の取引を行った。

原告 X 1 は、被告に対し、原告 X 1 名義の本件取引の証拠金として、平成 15 年 3 月 14 日に 10 万円、同年 4 月 10 日に 40 万円、同月 14 日に 200 万円、同月 23 日に 250 万円、同月 30 日に 500 万円、同年 5 月 8 日に 1000 万円、同年 6 月 17 日に 500 万円、同月 19 日に 1000 万円、合計 3500 万円（振替入金分を除く）を預託し、被告から、同月 5 日に 98 万 2900 円、同月 20 日に 40 万 7000 円、同年 9 月 26 日に 1375 万 8740 円、合計 1514 万 8640 円の返還を受けた（甲 3）。

原告 X 1 は、上記取引により、合計 1985 万 1360 円の損失を被った。

イ 別表 2 建玉分析表記載のとおり、原告 X 2 名義で FX-WIN に関する取引が行われた（以下原告 X 1 名義の取引及び原告 X 2 名義の取引を併せて「本件取引」という。）。

原告 X 2 名義の本件取引の証拠金として、平成 15 年 5 月 8 日ころに 100 万円、同月 12 日に 200 万円、同月 21 日に 200 万円、同年 6 月 9 日に 500 万円、同月 12 日に 500 万円、同月 17 日に 500 万円、同月 27 日に 500 万円、合計 2500 万円（振替入金分を除く）が被告に預託され、同月 5 日に 50 万 8100 円、同月 20 日に 68 万円、同年 9 月 26 日に 444 万 5440 円、合計 563 万 3540 円が被告から返還された（甲 4）。

原告 X 2 名義の本件取引による損失は、1936 万 6460 円である。

3 爭点及び争点に関する当事者の主張

本件の主たる争点は、①原告 X 2 名義の本件取引の当事者が原告 X 2 であるか否か、②本件取引が賭博行為に当たることなどから、被告及び尾島又は斎藤の行為が違法であり、本件取引が全体として違法であるか否か、③損害額、④本件取引が公

序良俗違反などにより無効ないし取り消されるべきものであるか否か、⑤原告らが損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄したか否かであり、各争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 争点1（原告X2名義の本件取引の当事者が原告X2であるか否か）について

ア 原告らの主張

原告X2は、被告に対し、別表2建玉分析表記載のとおり、被告との間で本件取引を行い、前記前提事実(3)イのとおり、証拠金を委託しており、本件取引の当事者である。

原告X2は、原告X1が平成15年5月8日ころに原告X2名義で100万円を預託したことをその当時は知らなかつたが、後にこれを承諾した。

イ 被告の主張

原告X2名義の本件取引は、すべて原告X1が原告X2名義で行ったものであり、原告X1が当事者であるから、原告X2は、本件取引の当事者ではない。

(2) 争点2（本件取引が賭博行為に当たることなどから、被告及び尾島又は斎藤の行為が違法であり、本件取引が全体として違法であるか否か）について

ア 原告らの主張

尾島及び斎藤の行為は、以下のとおり違法であるから、本件取引は、全体として違法である。尾島及び斎藤の違法な行為は、被告の業務の執行としてされたものであるから、被告は、使用者責任を負う。また、尾島及び斎藤の違法な行為は、被告の営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象ともいべきものであるから、被告も固有の不法行為責任を負う。

(ア) 本件取引の公序良俗違反

本件取引は、以下のとおり、公序良俗に違反するものであり、尾島及び斎藤の原告らに対する勧誘行為は、違法である。

ア 外国為替証拠金取引は、経済行為の外観を有するものの、その実質は、為替

相場という偶然の事情により財産を獲得しようとする行為であって、何ら為替取引の裏付けのない差金決済をする賭博に当たり、公序良俗に違反するものである。

差金決済取引は、原則として違法な賭博であり、経済的な存在価値があり、法によって違法性が阻却される限りにおいて適法な取引となる。外国為替証拠金取引は、これを許容する法律が存在しない以上、違法な賭博である。

したがって、尾島及び斎藤の原告らに対する勧誘行為は、私設賭場への勧誘行為として違法である。

b 仮に外国為替証拠金取引が賭博に当たらないとしても、以下のような同取引の性質からすると、同取引は公序良俗に違反するものである。

外国為替証拠金取引は、強度の投機的色彩を有する取引であり、予期せぬ巨額の損失を被らしめる危険が大きいし、一般人にとって、その仕組みを十分に理解し、相場を予測することは困難である。

また、同取引は、顧客と被告との相対取引であり、顧客と被告との利益が相反し、一方当事者である被告が為替レート、スワップ金利という重要な取引条件を一方的に決めて高度の危険性を有する金融商品類似の取引を行うものである。

さらに、同取引は、現実の金銭移動なくして高率の金利を徴収するものである。本件取引におけるスワップ金利の支払は、最大で年利換算にして36.5パーセントであり、出資法5条1項又は2項に違反する。

(イ) 適合性原則違反

被告は、外国為替証拠金取引について豊富な知識、情報、経験を有しているから、一般投資家などに対して同取引を勧誘する場合には、被勧誘者が同取引の性質に照らして十分な知識、情報、判断・分析能力、経験、財産を有しているかについてできる限りの調査を行い、被勧誘者の取引適格の有無を把握し、これが十分でない場合には、勧誘自体をしてはならない。

被告は、外国為替証拠金取引の仕組み 자체を理解する能力に乏しい原告らを勧誘して本件取引を行わせたから、その勧誘行為は適合性原則に違反するものである。

(ウ) 断定的判断の提供

尾島は、原告X1に対し、「うちの会社の店長はその道に明るいので、安心して預けてください。心配することはありません。」、「1円上がれば、〇〇円もうかる。」、「これからどんどん上がりますから」などと、利益を得ることができることが確実であるとの断定的判断を提供して原告らを本件取引へ勧誘した。

(エ) 説明義務違反

外国為替証拠金取引の危険性、理解の困難性などに照らせば、同取引の勧誘をする者は、被勧誘者に対して、証拠金取引であること、スワップ金利発生の仕組み、損益計算の方法、追証を必要とする場合とその金額の計算方法など同取引の基本的事項について十分に説明を尽くす義務がある。

また、本件取引は、被告と顧客との相対取引であり、被告の従業員は、勧誘者と被勧誘者との間に利益相反関係があることについて、十分に説明する義務があった。

しかし、尾島及び斎藤は、原告らに対し、本件取引が相対取引であること、スワップ金利を支払わなければいけない場合があることなどについて説明をしていない。

(オ) 新規委託者保護育成義務違反

投機取引勧誘者は、被勧誘者に対し、真に自己の判断に基づく注文をなし得るような知識、経験を蓄積させ、保護、育成し、十分な自主的判断がなし得るまでに不測の損害を被らせないよう建玉を抑制するなどの新規委託者保護育成義務を負う。

原告らは、外国為替証拠金取引について十分な知識や経験がなく、保護、育成されるべき未熟な者であったにもかかわらず、被告は、取引開始から5か月も経過しないうちに、原告X1に対し、合計1940枚もの建玉を行い、1985万円余もの損害を被らせ、原告X2に対し、848枚もの建玉を行い、1900万円余もの損害を被らせたのであるから、被告の新規委託者保護育成義務違反は明らかである。

(カ) 無断売買、一任売買

原告X1は、ユーロを買うということについて認識があるのであるものの、被告に対して

個別具体的な取引の注文をしたことはない。

原告X2は、平成15年5月12日に200万円分のユーロを買うということについて了解したもの、そのほかの取引について、注文をしたことはない。

したがって、本件取引のすべては、無断売買又は著しく不適切な態様による一任売買であり、いずれも違法である。

(キ) 無意味な両建、直し、途転

外国為替証拠金取引においては、スワップ金利の支払額が受取額より多額に設定されているため、両建をすることは、取引通貨の騰落にかかわらず、日々スワップ金利の差額を支払い続けなければならないから、有害無益であり、違法である。

平成15年7月14日に行われた別表1建玉分析表27番の取引は、違法な両建である。

また、同年8月21日に行われた別表1建玉分析表49番の取引は、既存建玉との関係で、直しでもあり、途転でもあり、両建でもある。直し、途転はいずれも明確な相場観がある場合に行われるものであるが、両建は、相場観を決めかねている場合にするものと主張されるものであるから、相場観が矛盾する上記取引は、経済的合理性がないものであり、違法である。

イ 被告の主張

(ア) 公序良俗違反の主張について

否認する。

外国為替証拠金取引は、これを規制する法律はないから、憲法上保障されている営業の自由、民法上の契約自由の原則に基づき、違法なものである。

賭博は、偶然の輸贏に関するものであるが、為替相場は、商品先物取引、証券取引などと同様に、経済事情などの社会経済的、合理的根拠により決定されており、偶然により決定するものではない。したがって、外国為替証拠金取引は、賭博には当たらない。

(イ) 適合性原則違反の主張について

否認する。

本件取引には、商品取引所法などの法規は適用されないから、原告ら主張のような適合性原則など存在しない。

仮に、同原則が適用されたとしても、原告らは、海外市場における商品先物取引やオプション取引の経験者であって、多額の資産・収入を有するものであるから、本件取引は、適合性原則に違反するものではない。

(ウ) 断定的判断の提供の主張について

否認する。

尾島及び斎藤は、原告らに対し断定的判断を提供していない。また、原告らは、海外市場における商品先物取引、オプション取引の経験者であり、必ず儲かることや必ず値上がりするなどということがないことは熟知しているから、原告らの知識や経験を前提にすると、誤解されるべき断定的判断の提供を行いようがない。

(エ) 説明義務違反の主張について

a 否認する。

法律上の説明義務は、特別に法令や規則で説明義務の規定がある場合に生じるものであり、商品取引所法などの規定が適用されない本件取引では、法律上の説明義務はない。

b 仮に、被告が説明義務を負うとしても、尾島は、原告X1に対し、以下のとおり本件取引について十分に説明したから、説明義務違反は認められない。

尾島は、原告X1に対し、「ユーロ＝円」のグラフを見せて相場状況を説明した上で、証拠金一口10万円で1万ユーロの取引ができること、手数料は売買往復で一口当たり5250円（消費税を含む）が必要であることなどを説明した。

また、尾島は、原告X1に対し、「外国為替証拠金取引 I・C・C FX-W IN」と題する書面を交付し、該当部分に星印を付けながら、本件取引が、少額の証拠金で多額の取引を行うこと、多額の利益が得られる反面、多額の損失を被る可能性がある取引であることなどを説明した。

さらに、「お取引説明書」と題する書面を開き、該当箇所に丸印や線を引きながら、1万ユーロの取引に10万円の基本証拠金が必要であること、10万円の基本証拠金の場合に損失が3万円以上で基本証拠金の70パーセントを割り込めば翌々営業日までに10万円に戻る額を追加預託する必要があること、相場が大幅に変動した場合に臨時増証拠金が必要であることなどを説明した。

また、「お取引ガイド」と題する書面を開いて丸印や線を引きながら外国為替証拠金取引の概要を説明し、特に、本件取引が原告X1と被告との相対取引であること、証拠金の追加と手数料について説明した。

(イ) 新規委託者保護育成義務違反の主張について

否認する。

本件取引における同義務を根拠付ける法令・規則上の根拠はない。

(カ) 無断売買、一任売買、無意味な両建、直し、途転の主張について

原告ら主張の事実は、いずれも否認する。

(3) 争点3(損害額)について

ア 原告らの主張

被告及び尾島又は齊藤の不法行為により原告らが被った損害は、次のとおりである。

(ア) 原告X1の損害(合計2185万1360円)

- a 未返還の委託証拠金 1985万1360円
- b 弁護士費用相当額 200万円

(イ) 原告X2の損害(合計2136万6460円)

- a 未返還の委託証拠金 1936万6460円
- b 弁護士費用相当額 200万円

イ 被告の主張

否認する。

(4) 争点4(本件取引が公序良俗違反などにより無効ないし取り消されるべきも

のであるか否か)について

ア 原告らの主張

(ア) 公序良俗違反による無効

本件取引は、前記(2)ア(ア)記載のとおり、公序良俗に反するものであり、無効である。

(イ) 錯誤

原告らは、本件取引が相対取引であり、利益相反状況下で取引をするものであることを知らなかった。仮に、原告らがこのことを知つていれば、本件取引を申し込むことはなかったから、本件取引の口座開設申込み及び個別注文の申込みの意思表示は、いずれも錯誤に基づくもので無効である。

(ウ) 詐欺、消費者契約法違反

尾島及び斎藤は、原告らに対し、本件取引が相対取引であることを全く説明しなかった。原告らの前記錯誤は、尾島及び斎藤による虚偽の説明によって生じたものである。また、尾島及び斎藤は、原告らに対し、利益を得ることができることは確実であるとの断定的判断を提供した。

原告らは、被告に対し、平成16年1月23日到達の本件訴状をもって、民法96条1項、消費者契約法4条1項1号、同条2項、同条1項2号により、本件取引の口座開設申込み及び個別注文の申込みを取り消す旨の意思表示をした。

イ 被告の主張

前記(2)イ記載のとおり

(5) 争点5(原告らが損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄したか否か)について

ア 被告の主張(権利放棄の抗弁)

原告X1は、平成15年9月26日、原告X1名義の取引の清算金1375万8740円、原告X2名義の取引の清算金444万5440円を受領して取引完了確認書を作成し、被告との間で債権債務がないことを確認することにより、被告に対

する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄した。

イ 原告らの主張

否認する。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実に証拠（甲43、甲44、乙11、乙12、証人尾島、証人齊藤、原告X1本人、原告X2本人及び各項末尾に記載したもの）及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

(1)ア 原告X1は、日本デリックス株式会社との間で、平成14年11月28日ころから平成15年4月1日ころにかけて、外国為替証拠金取引を行い、172万7750円の損失を被った。原告X1は、日本デリックス株式会社との間で、平成16年4月30日、上記取引に関し、和解金として172万7750円の支払を受ける旨合意した（甲14）。

原告X1は、本件取引を開始するより前に、他社との間で商品先物取引を行い、損失を被ったことがあった。

イ 原告X2は、平成16年11月1日、医師により、「慢性心不全、肺気腫症、認知障害（老年性痴呆疑い）、境界域」、「平成15年10月の検査の時点で（略）理解や知識など社会常識・判断は年齢相応レベルが保たれているが、数唱・単語の様な抽象概念、計算（記憶と思考）、視覚的注意力、視空間認知及びそれを用いた理論的思考力は困難となっていた。」、「平成15年5月時点でも当院外来に通院しており（略）、現在に至るまで、概ね同様の状態であると考える。」と診断された（甲45）。

ウ 原告X1及び原告X2には、別に姉（以下「姉」という。）がおり、本件取引当時、入院していた。

(2)ア 尾島は、平成15年3月14日、原告ら宅を訪問し、原告X1に対して、相場状況を示すグラフなどを見せながら、ユーロが今後上昇するとの予想などを述べ、FX-W.I.Nの取引を勧誘した。

尾島は、勧誘の際、原告X1に対し、FX-WINが極めて高い運用利回りを狙える商品であることなどを記載したパンフレットを手渡し、さらに、「お取引説明書」、「お取引ガイド」、「リスク開示書面」、「外国為替証拠金取引約款」、「外国為替証拠金取引Q&A」、「外国為替証拠金取引・口座開設申込書」、「外国為替証拠金取引約諾書・通知書」と題する各書面が添付されている「外国為替証拠金取引 I・C・C FX-WIN」と題する書面を手渡した（甲5、甲6）。

イ 「外国為替証拠金取引 I・C・C FX-WIN」と題する書面の冒頭部分には、外国為替証拠金取引は、少額の証拠金を預託することで多額の取引を行うものであり、多額の利益が得られる反面、多額の損失を被る可能性があることが記載されており、尾島は、同記載部分に星印を付けた（甲6）。

「お取引説明書」には、外国為替証拠金取引において用いられる一般的な用語や取引の仕組みなどに関する説明が記載されており、証拠金に関する説明のうち、基本証拠金に関する部分には、「基本証拠金は契約サイズの約1／10を目途として設定されています。（中略）最小取引単位USD10,000契約サイズの場合、10万円の証拠金が必要となります。」との記載があり、維持証拠金に関する部分には、「外国為替証拠金取引では、維持証拠金は本証拠金の70%になっています。

（中略）証拠金残額が維持証拠金以下になった場合、（中略）本証拠金レベルまで追加預託して頂き口座の残高を本証拠金レベルまで戻して頂くことになります。」との記載（4頁）がある。また、同書面には、「お取引の図式概念」として、「I・C・Cが提携・契約を締結しております海外為替取扱会社C・P（Counter Party：カウンター・パーティ）は、何れも信用のある大手専門業者ですので、お客様は安心してお取引頂けます。」「お客様→I・C・C→海外為替取扱会社 インターバンク市場」との記載（5頁）があり、外国為替証拠金取引の契約形態としては、被告との相対取引と、海外為替取扱会社と取引をする二つの形態を顧客が選ぶことになっているとの記載（6頁）があるが、FX-WINが被告との相対取引であることが明示されている記載はない。尾島は、原告X1に対する勧誘の際、同

書面の上記記載のうち、証拠金に関する説明部分（4頁）などに下線を引いたり、「お客様→I・C・C→海外為替取扱会社 インターバンク市場」の部分（5頁）に丸印を書き込んだりした（甲6）。

「お取引ガイド」には、「『外国為替証拠金取引』でお取引を始められる事で、今迄は一般の方々が参加することが困難であったインターバンク市場でのフェアなお取引にご参加いただけすることになります。」との記載（2頁）、「外国為替証拠金取引、取引要綱」として「取引形態 お客様→I・C・C→カウンターパーティ→インターバンク市場」との記載（6頁）、「取引形態」として、「お客様とI・C・Cとの相対取引です。」との記載（7頁）がある。また、同書面には、スワップ金利について「外貨と円との金利差が生じる為、為替レートの変化とは関係なくスワップポイントが生じます。例：高金利の米ドルを低金利の円で買うと通貨間の金利差が生じ、この金利差がお客様の口座に積み立てられています。（米ドル売りの場合は逆にお客様のお支払いとなります。）」との記載（2頁）、「スワップポイント発生のメカニズム」として、スワップ金利の授受に関し、米ドル買いの建玉がある場合には、毎日スワップ金利を受け取ることができるが、米ドル売りの建玉がある場合には、これが決済されるまでの間、スワップ・コストとして日々金利を支払う必要があることの記載（5頁）があり、尾島は、これらの記載の一部に下線を引いた。さらに、同書面には、手数料、追加証拠金等に関する説明が詳しく記載されており（7頁及び8頁）、尾島は、これらについても下線を引いたり、理解の便宜のための図を書いたりした。また、同書面には、外国為替証拠金取引の決済は、転売又は買戻しによる差金決済が主体となることが記載（10頁）されている（甲6）。

「リスク開示書面」には、「相対取引」として、「外国為替証拠金取引でのお取引形態は、お客様とI・C・Cとの相対取引です。」との記載（1頁）があり、尾島は、「相対取引」という部分に丸印を付けた（甲6）。

「外国為替証拠金取引約款」の第10条及び11条には、未決済建玉を受渡しに

より決済することができるうこと及びその方法が定められており、第12条には、反対売買により決済することができるうこと及びその方法が定められている（甲6）。

(3) 原告X1は、平成15年3月14日、上記各書面の交付を受け、最低いくらから取引ができるかを尾島に質問し、10万円であるとの回答を得たことから、同日、「外国為替証拠金取引・口座開設申込書、外国為替証拠金取引約諾書・通知書」に署名押印した上、10万円を預託したが、注文はしなかった。原告X1は、同書面の投資経験欄の株式について「有」、公社債・投信について「有」、外貨預金について「無」、金融先物について「無」、商品先物について「有」にそれぞれ印を付け、年収150万、預貯金500万円と記載した（甲6）。また、原告X1は、同日ころ、尾島に対し、前記日本デリックス株式会社との間で外国為替証拠金取引をしていたことを伝えた。

(4) 原告X1は、平成15年4月10日、40万円を被告に預託し、同年3月14日に預託した10万円との合計50万円を証拠金として別表1建玉分析表の番号1記載のとおりユーロの買い建玉をして、本件取引を開始した（甲3）。

原告X1は、その後、尾島が示した予想のとおり、ユーロが上昇して自己の建玉が利益を上げていることを知り、同年4月14日に200万円、同月23日に250万円、同月30日に500万円、同年5月8日に1000万円を証拠金として預託し、別表1建玉分析表記載のとおり、ユーロの買い建玉を繰り返した。

原告X1は、同年4月30日の上記500万円を預託する際、原告X2に見られないようにするため、原告ら宅ではなく、その近くの神社で斎藤に同金員を手渡した（甲43の5頁、乙12の2頁）。

(5) 原告X1は、平成15年5月8日ころ、ユーロが上昇していることから、原告X2名義で本件取引を行うこととし、自らこれを斎藤に申し入れ、原告X2に無断で、「外国為替証拠金取引・口座開設申込書、外国為替証拠金取引約諾書・通知書」に原告X2の署名押印をして、原告X2名義の本件取引の証拠金として100万円を斎藤に交付した（甲4、甲7）。

原告 X 2 は、上記 100 万円の預託を原告 X 1 に依頼したことではなく、また、同日以降現在に至るまで、同金員を原告 X 1 に渡していない（原告 X 2 本人 8 頁及び 10 頁）。

(6) 斎藤は、平成 15 年 6 月 5 日ころ、本件取引による利益金として、原告 X 1 名義で 98 万 2900 円、原告 X 2 名義で 50 万 8100 円を原告ら宅へ持参した（甲 3、甲 4、証人斎藤 6 頁、原告 X 2 4 頁）。

(7) 原告 X 1 は、平成 15 年 6 月 9 日ころ、本件取引をするに当たって尾島から十分な説明を受けてその内容を理解したことなどが記載された「外国為替証拠金取引内容確認書」に署名押印した。同書面には、残高照合回答書が返送すべき書面であることが記載されている（乙 1）。

原告 X 1 は、斎藤に対し、同日、姉の金である 500 万円を姉に無断で原告 X 2 名義の証拠金として手渡し、同月 12 日ころにも、姉の金である 500 万円を姉に無断で原告 X 2 名義の証拠金として手渡した（甲 4 3 の 7 頁、原告 X 1 本人 16 頁、原告 X 2 本人 10 頁等）。

原告 X 1 は、同月 16 日ころ、原告 X 2 名義の銀行預金 500 万円を引き出し、同月 17 日、原告 X 2 名義の証拠金として斎藤に渡した（甲 8 の 17 頁、甲 4 3 の 8 頁）。

(8) 斎藤は、平成 15 年 6 月 20 日、本件取引による利益金として、原告 X 1 名義で 40 万 7000 円、原告 X 2 名義で 68 万円を原告ら宅へ持参した（甲 3、甲 4、証人斎藤 6 頁、原告 X 2 4 頁）。

原告 X 1 は、同月 19 日、自分が多額の証拠金を預託していることを原告 X 2 に知られたくないことなどから、自宅前の畑の中で斎藤に証拠金 1000 万円を預託した（甲 4 3 の 8 頁、証人斎藤 6 頁）。

(9) 原告 X 1 は、平成 15 年 6 月 27 日ころ、斎藤に対し、姉に無断で姉の金 1000 万円を、原告 X 1 名義の証拠金 500 万円、原告 X 2 名義の証拠金 500 万円として預託した（甲 4 3 の 8 頁）。

(10) 齋藤は、平成15年7月8日ころ、原告X1に対し、本件取引について、証拠金の追加を勧めたが、原告X1は、本件取引で損が出ていたことなどから、証拠金を追加することを断った。

斎藤は、同月14日ころ、原告X1に対し、損が拡大しないようにしながら相場の状況を見ることができるなどと説明してユーロの両建を勧めた。原告X1は、斎藤の勧めに従い、両建をすることとし、別表1 建玉分析表の番号27のとおり、ユーロの買い建玉を一部仕切り、ユーロの売り建玉をするなどした。

(11) 斎藤は、平成15年5月8日ころから同年9月24日ころにかけて、本件取引について、外国為替証拠金取引報告書を原告X1に示した。外国為替証拠金取引報告書には、原告らの署名欄が設けられており、原告X1は、原告X1名義の取引のみならず、原告X2名義の取引に関する報告書すべてに署名した。原告X2名義の本件取引に関し、原告X2が外国為替証拠金取引報告書に署名押印したことはない（甲1の5、同16、同18、同22、同23、同42、同47、同56、同57、甲2の8、同10、同12、同15、同19、同22、同23、同36、同40、同50）。

原告X2は、同年7月5日ころ、外国為替証拠金取引残高照合回答書（甲12）に自ら署名押印した。同書面は、同日ころ、原告X2名義の本件取引に関する同月1日付けの外国為替証拠金取引残高照合通知書（甲2の20）とともに原告ら宅に送付され、原告X2が署名押印の上、被告に返送されたものである（甲2の20、甲12、甲13、原告X2本人9頁）。

(12) 原告X2名義の注文は、すべて原告X1が行い、原告X2名義の証拠金を預託するときは、すべて原告X1が斎藤に手渡した（原告X2本人9頁及び10頁等）。

(13) 原告X1は、平成15年8月21日ころ、同月26日ころ及び同月28日ころ、被告の事務所を訪れて、本件取引の状況などを斎藤に問い合わせたが、本件取引について、無断売買があるといった苦情は述べなかった。

(14) 原告 X 1 は、平成 15 年 9 月 26 日ころ、原告 X 1 名義及び原告 X 2 名義の本件取引に関し、証拠金、売買差損益金の清算が完了し、原告 X 1 及び原告 X 2 と被告との間で債権債務が存在しないことを確認し、被告との売買等の取引について一切異議がないことを確認する旨記載された同日付けの取引完了確認書（乙 2、乙 3）に、原告 X 1 及び原告 X 2 の署名をして押印し、原告 X 1 名義及び原告 X 2 名義の各清算金をそれぞれ受け取った。

2 以上の認定事実を前提に、本件各争点について判断する。

(1) 争点 1（原告 X 2 名義の本件取引の当事者が原告 X 2 であるか否か）について

ア 原告らは、原告 X 2 名義の本件取引の当事者は原告 X 2 であると主張し、原告 X 1 及び原告 X 2 の各本人尋問の結果中にはこれに沿う供述部分がある。

しかし、以下のとおり、原告 X 2 名義の本件取引については、その取引の当事者が原告 X 2 であるとするならば、原告 X 2 自身が行ってしかるべきである口座開設、証拠金の授受、個別の注文、齊藤が持参した本件取引に関する書類への署名押印、清算金の授受といった取引の開始から終了に至るまでの手続等のすべてを原告 X 1 が行っており、原告 X 2 の実質的な関与は全く見られない。

すなわち、前記認定のとおり、原告 X 2 名義の本件取引の開始に当たり、原告 X 1 が原告 X 2 の承諾を得ることなく無断で口座開設申込書及び約諾書に原告 X 2 名義で署名押印し、原告 X 2 名義の証拠金 100 万円も原告 X 1 が自ら用立てた金を原告 X 2 に無断で齊藤に渡している。そして、原告 X 1 は原告 X 2 から同金員の返還を受けてはいないのである。また、原告 X 2 名義の証拠金は、その後もすべて原告 X 1 が齊藤に手渡しており、原告 X 2 自身が直接齊藤に手渡したことではない。さらに、原告 X 2 名義の本件取引に関する注文も、すべて原告 X 1 が行っており、原告 X 2 が自ら注文したことは一切ない。本件取引に関する書類についてみても、外国為替証拠金取引内容確認書（乙 1）は、原告 X 1 についてのみ作成され、原告 X 2 については作成されていないし、齊藤が原告ら宅へ持参した外国為替証拠金取引

報告書は、すべて原告 X 1 が原告 X 2 名義の署名押印をしている。また、原告 X 2 名義の本件取引の終了に当たっても、原告 X 1 が取引完了確認書への署名押印及び清算金の授受を行い、原告 X 2 は、これに一切関与していない。この点について、原告 X 2 自身、その本人尋問において、本件取引については、すべて原告 X 1 に任せていた旨供述（原告 X 2 本人 9 頁等）しているのである。

このように、原告 X 2 名義の本件取引について、その開始から終了に至るまで原告 X 2 の実質的な関与が全く認められないことに加え、原告 X 1 が預託した原告 X 2

名義の証拠金には、原告 X 2 の金だけでなく、原告 X 1 の金や姉の金も含まれていたこと、原告 X 1 は、原告 X 2 名義の銀行預金を引き出して証拠金に充てていたこと、取引開始当時、原告 X 2 は、認知障害等により理論的思考力などが低下していたこと等に徴すると、原告 X 1 は、自己の金のみならず、入院中であった姉や病気で能力が低下していた原告 X 2 の金についても、所有者が誰であるかを特に強く意識することなく、まとめて管理、運用していたということができ、原告 X 2 名義の本件取引も原告 X 1 が姉や原告 X 2 の資金の管理、運用の一環として行ったものであり、被告においても、原告 X 2 名義の本件取引の当事者は原告 X 2 ではなく原告 X 1 であり、原告 X 1 が原告 X 2 名義で本件取引を行ったものであると認識していた（証人齊藤 18 頁及び 19 頁）というべきである。

以上のような事実関係の下では、原告 X 2 名義の本件取引の当事者が原告 X 2 であるということはできない。

なお、原告 X 1 が原告 X 2 の代理人として原告 X 2 名義の本件取引を行い、原告 X 2 がこれを追認したとの明確な主張はないが、仮に、原告らがこれを主張するものであったとしても、原告 X 2 が被告に対して、原告 X 1 が原告 X 2 名義で行った本件取引を追認する旨の意思表示をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

イ これに対し、原告らは、原告 X 2 名義の本件取引の当事者が原告 X 2 であることの根拠として、①原告 X 2 は、齊藤が原告ら宅を訪問した際には、原告 X 1 とともに齊藤の話を聞いていた、原告 X 2 名義の証拠金の預託は原告 X 2 の面前で行

われた、②原告X2は、自分がお金を出しており、自分が当事者だと認識していた、③齊藤は、本件取引によって生じた利益を原告X2にも交付した、④外国為替証拠金取引報告書等に原告X2に代わり原告X1が署名したのは、原告X2が手が震えて文字がうまく書けなかつたからであり、原告X2は、平成15年7月5日作成の外国為替証拠金取引・残高照合回答書（甲12）に自ら署名押印している、⑤被告も、原告X2宛に外国為替証拠金取引売買報告書を作成しているし、原告X2と原告X1とで出入金を別々に管理しており、原告X2を当事者と認識していたこと等を指摘する。

しかしながら、①齊藤が原告X1に対して本件取引に関する話をしていたときに、原告X2もその話を聞いていたとか、あるいは証拠金の預託が原告X2の面前で行われたとしても、それは原告らが同居していた関係でたまたまその場に居合わせたにすぎず、原告X2が本件取引の当事者であることをうかがわせるものではない。なお、原告X1及び原告X2の各本人尋問の結果中には、原告X2自ら証拠金を齊藤に預託した旨の供述部分もあり、その供述に沿う証拠（甲8、甲43、甲44）もあるが、原告X2自身、その本人尋問において、金は原告X1に預けたのであって、齊藤に直接渡してはいないとの供述をしており（原告X2本人10頁）、原告X2が自ら証拠金を齊藤に渡していたと認めることはできない。他に、原告X1が原告X2名義の証拠金を齊藤に渡していたとの前記認定を覆すに足りる証拠はない。

また、②前記認定のとおり、原告X2名義の証拠金の中には原告X1のものや姉のものが含まれており、そのすべてが原告X2のものであると認めることはできず、原告X1も、その陳述書において、平成15年6月9日、同月12日、同月27日に預託された原告X2名義の証拠金合計1500万円は、姉のものを無断で使用したと記述していることからすれば、原告X2名義の証拠金の一部に原告X2の金が含まれていたからといって、原告X2名義の本件取引の当事者が原告X2であると認めることはできない。

次に、③齊藤は、原告X1及び原告X2名義の本件取引による利益金を二度にわたくって原告ら宅へ持参していることは確かであるが、これは、齊藤が本件取引の当事者である原告X1に対し、原告X1及び原告X2名義の取引で生じた利益を交付するため、原告ら宅にこれらを持参したにすぎないのであり、仮に、原告X2がその場に居合わせて齊藤が同人にこれを交付したとしても、齊藤としては、原告X1、原告X2及び姉の金を使って資金を運用していた原告X1が原告X2名義の利益をどのように分配するかについて忖度するまでの必要はないのであるから、原告X2に対する利益の交付をもって、齊藤が、原告X2名義の本件取引の当事者が原告X2であると認識していたことを裏付けるものとはいえない。

また、④本件取引に関する書面への署名押印について、原告ら主張のとおり、平成15年7月5日作成の外国為替証拠金取引・残高照合回答書（甲12）の署名押印は、原告X2によるものであると認められる。しかし、これが齊藤の面前で作成されたと認めるに足りる証拠はない。むしろ、原告ら作成の陳述書ないし本人尋問の結果中にも、同日ころに齊藤が原告ら宅を訪問したことをうかがわせる記述ないし供述部分は一切なく、同日ころに証拠金の授受が行われていないといった客観的事実及び外国為替証拠金取引において、残高照合回答書が顧客により返送すべき書面とされていることなどからすると、同書面は、前記認定のとおり、原告X2名義の本件取引に関する同月1日付けの外国為替証拠金取引残高照合通知書とともに原告ら宅に送付され、原告X2が署名押印の上、被告に返送されたものであるといわざるを得ない。この点に関し、証人齊藤の証言中には、一見すると、署名押印のある書面はすべて面前で作成してもらったと受け取れるような供述部分（証人齊藤21頁）もあるが、これは、外国為替証拠金取引内容確認書（乙1）及び取引完了確認書（乙2、乙3）の作成者、作成場所についての証言であり、これらの書面（乙1ないし3）は、いずれも原告X1が齊藤の面前で作成したものであって、郵送されたものではないという趣旨の証言として理解すべきである。そうすると、原告X2が署名押印した残高照合回答書（甲12）は、被告が原告X2に署名押印を求め

たことをうかがわせるものではなく、単に、被告が本件取引の当事者である原告X1に上記書面を郵送したところ、原告X1と同居している原告X2がこれに署名押印して返送したにすぎないものといわざるを得ない。したがって、原告X2が上記書面に署名押印したことをもって、被告が原告X2を本件取引の当事者と認識していたことを裏付けることはできない。

さらに、⑤被告が原告X2名義の外国為替証拠金取引報告書等を作成し（甲2の1ないし51）、出入金を原告X2と原告X1とで別々に管理していることは、原告X1が自分名義と原告X2名義の二つの口座開設書、約諾書に署名押印した上で、二つの口座を使用して本件取引を行っているのであるから、被告の事務処理として当然のことを行ったにすぎず、原告X2が本件取引の当事者であることを認めるに足りるものではない。

したがって、原告X2が原告X2名義の本件取引の当事者であるとの原告らの上記主張は、いずれも理由がなく、他に原告X2が原告X2名義の本件取引の当事者であることを認めるに足りる証拠はない。

ウ 以上検討したところによれば、原告X2名義の本件取引の当事者が原告X2であると認めることはできないから、原告らの本訴請求中、原告X2に関する部分は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

(2) 争点2 (本件取引が賭博行為に当たることなどから、被告及び尾島又は斎藤の行為が違法であり、本件取引が全体として違法であるか否か)について

ア 本件取引が公序良俗に違反するものか否かについて

(ア) 原告らは、本件取引は、賭博に当たり、尾島及び斎藤の原告らに対する勧誘は、私設賭場への勧誘行為として違法であると主張する。

賭博とは、当事者において確実に予見し得ない事実を予想し、その的中の有無によって定まる勝敗に関し、財物等の得喪を争うものであるところ、前記前提事実(2)及び前記認定の本件取引の約款等によれば、FX-WINは、顧客が被告に対し一定の証拠金を預託することにより、外国通貨の売買を行い、任意の時点で外貨若し

くは円貨の受渡し又は転売ないし買戻しといった反対の取引をすることによって、差金の授受を行うものである。

したがって、本件取引は、顧客の損失が被告の利益となる形態の相対取引であるとしても、あくまで通貨の売買取引であり、当該通貨の為替相場の変動によって生じた売買損益が取引主体に帰属するものであって、投機的取引であることは否定できないものの、為替相場の変動の的中の有無によって勝敗を決するものではない。為替相場の変動は、当事者において確実に予見し得ない事実であるが、本件取引は、これによって顧客と被告との間の勝敗を決するというものではなく、あくまで通貨売買の損益の多寡に影響を与えるというものにすぎない。

これに対し、原告らは、差金決済は、観念上の為替損益について行われるものであるなどと主張するが、FX-WINにおいては、法的には、建玉をするごとに、顧客と被告との間で売買契約が成立しているのであるから、原告らの主張は理由がない。

以上の検討によれば、本件取引が賭博に当たるものと認めることはできない。

(イ) 原告らは、本件取引が賭博に当たらないとしても、高度の危険性があり、一般人にとって、その仕組みを十分に理解し、相場を予測することは困難であること、相対取引においては、取扱業者と顧客との利益が相反し、一方当事者である被告が為替レート、スワップ金利という重要な取引条件を一方的に決めて高度の危険性を有する金融商品類似の取引を行うものであること、現実の金銭移動なくして高率の金利を徴収するものであり、出資法5条1項又は2項に違反することを理由として、本件取引は公序良俗に違反するものであると主張する。

そこで検討するに、前記前提事実(2)イ(イ)によると、FX-WINは、証拠金の約10倍の通貨売買を行い、その売買損益が顧客に帰属するものであるから、極めて投機性の高い取引であることができる。また、その仕組みの理解や相場の予測が一般人にとって容易であるともいえない。しかし、このような高い投機性や取引の複雑性、理解の困難性等の事情は、被告が顧客に対してFX-WINを勧誘す

る際の説明義務違反の根拠となり得たり、あるいはその義務違反の程度等に影響を与えることがあるとしても、これらの事情をもって、FX-WINが直ちに公序良俗に違反するものであるとまで認めることはできない。

次に、FX-WINは、前記前提事実(2)イ(ア)及び(エ)記載のとおり、顧客と被告との間の相対取引であり、一方当事者である被告が取引レート及びスワップ金利を決定できるものであるから、被告が顧客を犠牲にして自らの利益を追求する危険性のあることは否定し難いところである。しかし、FX-WINにおいては、取引レートは必ずしもインターバンクレートと一致するものではないものの、これを基準として設定されるものであるし、前記前提事実(2)イ(オ)記載のとおり、建玉の決済期限はなく、顧客は、自分が望まない取引レートで売買に応ずる必要はないから、いつ取引を開始し、いつどのような建玉をし、いつ建玉を決済をするのかを自由に決断することができる。したがって、このような事情を考慮すれば、上記のような危険性があることのみを理由に、FX-WINが公序良俗に反するとまでは認めることができず、例えば、顧客がある建玉をした後に、顧客に損失を与えて自ら利益を得る目的で、インターバンクレートから大きくかけ離れた顧客に不利なレートしか提示しなかったことにより顧客に損害が生じたような、被告が殊更自らの利益のみを図り顧客に損失を生じさせるような不当な行為を行った場合には、その取引が違法となる可能性があるにとどまる。そして、本件取引において、被告が原告X1に対し、インターバンクレートから大きくかけ離れた原告X1に不利な為替レートを提示し、同レートで取引が行われたと認めるに足りる証拠はない。

最後に、本件取引が現実の金銭移動なくして高率の金利を徴収するものであり、その金利は最大で年利36.5パーセントにもなるから出資法5条1項又は2項に違反するものであるとの原告らの主張について検討するに、仮にスワップ金利の支払に出資法が適用されるとても、前示のとおり、外貨の売り建玉をした時点で、証拠金の約10倍に当たる外貨の売買契約は成立しているのであるから、スワップ金利を年利に換算する際には、証拠金ではなく、取引金額を元本として計算すべき

である。そうすると、本件取引におけるスワップ金利の支払は、いずれも出資法に違反するものではないから、原告らの上記主張は、理由がない。

(ウ) 以上の検討によれば、本件取引が公序良俗に違反するものであるとの原告らの主張は、いずれも理由がない。

イ 本件取引における適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び新規委託者保護育成義務違反について

(ア) 適合性原則違反について

原告らは、外国為替証拠金取引の仕組み自体を理解する能力に乏しい原告らを勧誘して本件取引を行わせたから、同勧誘行為は適合性原則に違反すると主張する。

金融商品等を販売する業者が、顧客に対して金融商品の勧誘をする際、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を行って顧客の保護に欠けるようなことがないように業務を営まなければならないことは、証券取引法、商品取引所法や金融商品の販売等に関する法律に定めがある。上記規制の趣旨は、投機性が強い取引に参加することが不適合な者をその取引からあらかじめ排除することによって、顧客の保護を図ろうとするところにある。

F X - W I N は、前記のとおり、証拠金の約 10 倍もの通貨売買を行うものであり、その投機性は極めて高く、短期間に証拠金を上回る多額の損失が発生する可能性がある金融商品であるから、上記規制の顧客保護の趣旨は妥当するというべきである。

したがって、F X - W I N についても、これを勧誘する者は、勧誘に当たって、顧客の知識、経験及び財産の状況を調査する義務があり、仮に顧客が外国為替証拠金取引に不適合な者であると認められる場合には、取引の勧誘をしてはならないというべきである。

これを本件についてみると、前記認定のとおり、尾島は、F X - W I N の勧誘の際、原告 X 1 に対し、投資経験、年収、資産について尋ね、その旨口座開設申込書に記載させているところ、尾島は、原告 X 1 から株式、公社債・投信の取引経験が

あるとの回答に加え、投機性の高い商品先物取引の経験があること、他社との間でその取引の仕組みや投機性の点において概ね FX-WIN と同様であると思われる外国為替証拠金取引の経験があることも聴取しているが、他方、原告 X1 は、勧誘當時、高齢であったことは認められるものの、格別判断能力が劣っていたことを認めるに足りる証拠はない。これらの事情に徴すると、原告 X1 が外国為替証拠金取引について十分な知識を有していたとまでは断定できないものの、尾島において、原告 X1 に対して本件取引を勧誘するに当たり、その知識、経験の面で不適格者であると判断しなかったとしても、これが違法であるとまでは認めることができない。そして、財産の状況については、原告 X1 は、相当程度の余裕資金があったことが推認されるし、原告らも、原告 X1 が資金面で不適格であるとは主張していない。したがって、尾島の原告 X1 に対する勧誘は、その勧誘時において、原告 X1 が本件取引の不適格者であると判断しなかったことを理由に違法であると認めることができない。

これに対し、原告らは、原告 X1 は、本件取引と外貨預金との区別もつかない程度の理解力しかなかったなどと主張する。しかし、仮にそうであったとしても、原告 X1 が、自ら上記のような投機性の高い外国為替証拠金取引及び先物取引を含めた多彩な取引歴を申告しており、本件取引を勧誘した尾島らに対し、本件取引に関して取引の仕組みや内容等が理解できないなどの申出をすることもなく、取引に必要な最低額を自ら質問しており、その理解能力に疑問を抱かせるような事情があつたとは認められないことを考慮すれば、尾島において、FX-WIN を勧誘した当時、原告 X1 が本件取引の不適格者であると判断しなかったことが違法であるということはできない。

以上の検討によれば、尾島の勧誘が適合性原則に違反する違法なものであったと認めることはできない。

(イ) 断定的判断の提供について

原告らは、尾島が原告 X1 に対し、「うちの会社の店長はその道に明るいので、

安心して預けてください。心配することはありません。」、「1円上がれば、〇〇円もうかる。」、「これからどんどん上がりますから」などと、利益を得ることができることが確実であるかのような断定的判断を提供したと主張する。

しかし、尾島が原告X1に対してFX-WINを勧誘するに当たり、上記のような文言を述べたと認めるに足りる的確な証拠はない。

また、仮に、原告ら主張のような事実があったとしても、上記勧誘文言は、それ自体、社会通念上許容される程度を超えた行き過ぎた不当な勧誘であるということはできない。さらに、原告X1が本件取引以前に外国為替証拠金取引や商品先物取引において損をした経験を有していること等の事情を考慮すれば、原告X1において、上記勧誘文言によってFX-WINに関する判断を誤らせるようなおそれがあったということもできない。

したがって、尾島が原告X1にFX-WINを勧誘するに当たり、不法行為となるような断定的判断の提供があったと認めるることはできない。

(ウ) 説明義務違反について

a 原告らは、外国為替証拠金取引の勧誘をする者は、被勧誘者に対し、同取引が被告との相対取引であること、証拠金取引であること、スワップ金利発生の仕組み、損益計算の方法、追証を必要とする場合とその金額の計算方法等の基本的事項について十分に説明を尽くす義務があり、尾島及び齊藤は、このような説明義務に違反したと主張する。

FX-WINは、前記のとおり、少額の証拠金を預託することで、為替相場の変動により多額の利益を得る可能性がある反面、多額の損失が発生する可能性があるバイリスク・ハイリターンの投機取引を内容とする金融商品であり、その損失は、預託した証拠金を上回る可能性があるものである。また、その取引の仕組み及びそこで使用されている用語の意味内容を理解することや為替相場の変動を予測することは、一般人において容易ではない。

このように、FX-WINが極めて投機性の高い取引であること及び取引の仕組

みが容易に理解できない難解なものであることからすれば、取引形態において共通性の見られる商品先物取引等について、商品取引所法の規定等により顧客保護が図られている趣旨に照らすと、これと同等あるいはそれ以上に危険性の高いFX-WINについて、外国為替証拠金取引を行う業者である被告において、これを顧客に勧誘するに当たっては、顧客に対し、取引の仕組みや危険性を具体的かつ十分に説明し、顧客が取引の危険性を認識し得るに足りる程度の説明をすべき義務を負っているというべきである。

そして、FX-WINの取引形態等からすれば、被告は、原告X1に対し、本件取引の危険性及び内容として、①証拠金の約10倍の外国通貨の取引をするハイリスク・ハイリターンの金融商品であって、為替相場の変動によっては、当初の委託証拠金の額を上回る損失を被る可能性があること、未確定損失と預託証拠金との合計残高が、必要証拠金の70パーセントを割り込んだ場合には、取引を継続するために証拠金の追加預託が必要であること、②顧客が外貨売りの取引をした場合には、顧客が被告に対してその建玉が決済されるまでスワップ金利を支払い続ける必要があること及び③被告との間の相対取引であって、原告X1に損失が生ずると、逆にその分被告に利益が発生する形態の取引であることについて、原告X1が理解するに足りる説明をする義務があったというべきである。

b これを本件についてみると、まず、尾島が原告X1にFX-WINを勧誘する際に行った説明のうち、①に関する部分は、次のとおりである。

すなわち、前記認定のとおり、尾島が勧誘に当たって原告X1に対して渡した「外国為替証拠金取引 I・C・C FX-WIN」には、外国為替証拠金取引が少額の証拠金を預託することで多額の取引を行うものであり、多額の利益が得られる反面、多額の損失を被る可能性があることが明記され、「お取引説明書」には、外国為替証拠金取引の仕組みやそこで使われている用語等の説明が記載され、証拠金に関する説明の部分には、10万円の証拠金で外貨1万単位の取引を行うこと、「外国為替証拠金取引では、維持証拠金は本証拠金の70パーセントになっています。

(中略) 証拠金残額が維持証拠金以下になった場合、(中略) 本証拠金レベルまで追加預託して頂き口座の残高を本証拠金レベルまで戻して頂くことになっています。」といった追加証拠金に関する説明が明記されており、さらに、「お取引ガイド」には、追加証拠金に関する説明が繰り返し詳しく記載されている。そして、尾島が上記記載のある部分に、星印又は丸印を付けたり、下線を引き、さらには、理解の便宜のための図を書き込んだりしていることからすると、尾島は、原告 X 1に対し、上記記載内容を読み上げるなどして説明したことが認められる。

他方、原告 X 1の理解能力を見てみても、前示のとおり、高齢ではあるものの、特に理解能力に問題があることを認めるに足りる証拠はないし、原告 X 1には、外国為替を取り扱ったような職歴などはないが、過去に商品先物取引や外国為替証拠金取引で損失を被った経験があり、外国為替証拠金取引が予想外の損失をもたらす可能性のある危険な取引であることを知っていたということができる。さらに、本件取引の経過を見てみても、証拠金の預託の際、本件取引を行っていることを原告 X 2 に知られないようするために、わざわざ家を出て畠や神社で証拠金を渡していくことからすれば、FX-WINがハイリスクの金融商品であることを認識していたものとうかがわれる。

以上のような事情からすれば、前記尾島の説明は、原告 X 1において、FX-WINが証拠金の約 10 倍の外国通貨の取引をするハイリスク・ハイリターンの金融商品であって、為替相場の変動によっては、当初の委託証拠金の額を上回る損失を被る可能性があること及び未確定損失と預託証拠金との合計残高が、必要証拠金の 70 パーセントを割り込んだ場合には、取引を継続するために証拠金の追加預託が必要であるとの認識を得るに足りる十分な説明であったということができる。

これに対し、原告らは、尾島は原告 X 1の前で書面を開いて書き込みをしたことなどなく、説明も全く受けていないなどと主張し、原告 X 1本人尋問の結果中にはこれに沿う供述部分がある。

しかしながら、原告 X 1は、その陳述書において、グラフを見せられて勧誘を受

けたと記述しながら、本人尋問においては、グラフなど見せられていない（原告X1本人6頁）などと矛盾する供述をする等、一貫性がなく、原告X1本人の上記供述部分は採用することができない。また、原告X1名義の口座開設書等が添付されている「外国為替証拠金取引 I・C・C FX-WIN」には、星印、丸印、下線、図などの書き込みがあるのに対し、原告X2名義の口座開設書等が添付されている同書面には、書き込みが一切ないことからすると、尾島があらかじめ上記書面に書き込みをして原告X1に交付したと考えるのはあまりに不自然であり、この点からも原告X1本人の上記供述部分は、採用することができない。

よって、原告らの上記主張は、採用することができない。

c 次に、②顧客が外貨売りの取引をした場合には、顧客が被告に対してその建玉が決済されるまでスワップ金利を支払い続ける必要があることについて検討する。

尾島は、原告X1に対し、「お取引ガイド」中の「外貨と円との金利差が生じる為、為替レートの変化とは関係なくスワップポイントが生じます。例：高金利の米ドルを低金利の円で買うと通貨間の金利差が生じ、この金利差がお客様の口座に積み立てられています。（米ドル売りの場合には逆にお客様のお支払いとなります。）」との記載部分、「スワップポイント発生のメカニズム」として、スワップ金利の授受に関し、米ドル売りの建玉がある場合には、これが決済されるまでの間、スワップ・コストとして日々金利を支払う必要があることの記載部分を示して、これに下線を引きながら説明していることからすれば、尾島の説明は、原告X1において、顧客が外貨売りの取引をした場合には、顧客が被告に対してその建玉が決済されるまでスワップ金利を支払い続ける必要があることの認識を形成し得るに足りる程度の説明であったということができる。

d 最後に、③FX-WINが被告との間の相対取引であって、原告X1に利益が発生すると、被告に損失が生ずる関係にあることに関する説明について検討する。

確かに、「お取引ガイド」及び「リスク開示書面」には、FX-WINが顧客と

被告との相対取引であることが記載されており、尾島がこれに丸印を付けていることからすると、尾島は、FX-WINが原告X1と被告との相対取引であることを告げたと認めることができる。

しかし、前記認定のとおり、「お取引説明書」には、FX-WINが原告X1と被告との相対取引であることを明示する記載はなく、むしろ、「お客様→I・C・C→海外為替取扱会社 インターバンク市場」との図や、「I・C・Cが提携・契約を締結しております海外為替取扱会社C・P (Counter Party: カウンター・パーティ) は、何れも信用のある大手専門業者ですので、お客様は安心してお取引頂けます。」との記載、外国為替証拠金取引の契約形態としては、被告との相対取引と、海外為替取扱会社と取引をする二つの形態を顧客が選ぶことになっているとの記載があり、また、「お取引ガイド」には、「『外国為替証拠金取引』でお取引を始められる事で、今迄は一般の方々が参加することが困難であったインターバンク市場でのフェアーなお取引にご参加いただけすることになります。」との記載があり、同書面の「外国為替証拠金取引、取引要綱」欄には、「取引形態 お客様→I・C・C→カウンターパーティ→インターバンク市場」との記載がある。これらの記載からは、FX-WINが原告X1と被告との相対取引であるということが一義的に明らかではなく、尾島が「お客様→I・C・C→海外為替取扱会社 インターバンク市場」の記載のうち、「お客様→I・C・C」の部分のみならず、FX-WINの取引形態には直接関係のない「I・C・C→海外為替取扱会社 インターバンク市場」の部分にわざわざ書き込みを加えていることからすると、むしろ原告X1とインターバンク市場に参加している他の外国為替取扱会社との相対取引であって、被告は単なる仲介業者にとどまり、原告X1において、インターバンク市場に参加している他の外国為替取扱会社と取引をしていると誤解してしまうおそれのある説明であったと認められる。

そして、FX-WINにおいては、顧客と利益相反関係にある被告が取引レートやスワップ金利を一方的に決めることができるのであるから、FX-WINにおける

る「相対取引」が、顧客と他の外国為替取扱会社との相対取引ではなく、顧客と被告との間の相対取引であることを理解することは、顧客において、FX-WINの取引を開始するかどうかを判断するに当たって極めて重要な要素となる事項といえる。

他方、原告X1のこの点に関する理解の有無についてみると、前記のとおり、過去に日本デリックス株式会社との間で外国為替証拠金取引を行った経験があるものの、その取引が同社との相対取引であったか、同社を介して他の外国為替取扱会社と相対取引をしていたのかは明らかではなく、その後の和解において、損失全額の返還を受けていることなどからすると、原告X1が尾島から勧誘を受けた当時、前記のとおり、尾島が交付した書面に書かれている記載の一部にFX-WINが被告との間の相対取引であることの記載があり、尾島が一応そのことについて告げたとしても、そのことだけでは、原告X1において、FX-WINが被告との間の相対取引であって、原告X1に損失が生ずると、その分被告に利益が生ずる関係にあることの認識を形成し得るに十分な説明であったということはできず、尾島は、前記説明にとどまらず、原告X1と被告とが利益相反関係にあり、原告X1に損失が生すれば、その分被告に利益が生ずる取引であることまで説明すべきであったというべきである。しかし、尾島は、原告X1にFX-WINの勧誘をするに当たり、そのような説明をしていない（証人尾島5頁）。

したがって、上記の点について、尾島の説明義務違反が認められる。

ウ 無断売買、一任売買について

原告らは、原告X1においてユーロを買うということについて認識があるものの、被告に対して個別具体的な取引の注文をしたことはないから、本件取引は無断売買又は著しく不適切な態様による一任売買であるなどと主張する。

しかし、本件取引において、無断売買又は一任売買の取引があったことを認めるに足りる証拠はなく、加えて、前記認定のとおり、原告X1は、斎藤からの追加資金の勧誘を明確に拒絶したことがあるほか、本件取引の終了時において、売買等に

ついて一切異議がないことを確認する旨の取引確認完了書に署名していること、平成15年8月21日ころ、同月26日ころ及び同月28日ころ、被告の事務所を訪れて、本件取引の状況などを齊藤に問い合わせたが、その段階に至っても、本件取引について、無断売買がある旨の苦情等は一切述べていないこと、原告X1は、平成15年5月8日ころから同年9月24日ころにかけて、本件取引の内容が記載されている外国為替証拠金取引報告書に特に異議を述べることなく署名していること等に照らし、原告らの上記主張は、採用することができない。

エ 無意味な両建、直し、途転について

原告らは、平成15年7月14日に行われた別表1建玉分析表27番の取引は、違法な両建であり、また、同年8月21日に行われた別表1建玉分析表の49番の取引は、既存建玉との関係で、直しでもあり、途転でもあり、両建でもあり、経済的合理性がない違法なものであると主張する。

両建とは、売りと買いの建玉を同時に建てることをいい、一方の建玉について、計算上の損失が発生しているときに、反対の建玉を建てることによって、損失の実現化を避けるための手法である。両建を維持している間は、買い建玉と売り建玉の損益が相殺され、未決済損失の拡大を止めることはできるものの、他方で、損切りをしていれば支払う必要のなかった手数料を支払う必要があり、さらにスワップ金利も支払い続けなければならない。例えば、平成15年7月14日に行われた別表1建玉分析表27番の160枚のユーロ売りについて見てみると、仮に、同取引をせずに買い建玉を損切りしていれば、税込み手数料84万円（買戻しの際に必要な分も含む）を支払う必要はなかっただし、売り建玉について発生するスワップ金利を支払う必要がなかっただにもかかわらず、同取引をすることにより、それまで毎日8000円受け取っていたスワップ金利を同日以降毎日8000円支払い続ける必要が生じ、この手数料及びスワップ金利は、被告の利益となつた。このように、FX-WINにおいては、両建をすることは、一般に、被告にとって利益になる反面、顧客にとっては不利益になるものであるということができる。もっとも、両建は、

損益を一時的に固定することにより、相場の状況をじっくりと見ることができるといったように、相場の状況や顧客の資金力などの具体的な事情によっては、一定の合理性が認められる場合があることから、両建であることのみをもって、その取引が違法であるということはできない。したがって、被告が顧客に両建を勧誘する場合において、顧客に両建の利点のみ説明し、殊更に不利益な面を説明せずに勧誘したような場合には、顧客の利益を無視した違法な行為に当たると解すべきである。

本件において、尾島が原告 X 1 を勧誘した際に交付した「お取引ガイド」には、手数料及びスワップ金利の説明に関する記載があり、該当箇所に尾島が下線を引いていることなどからすると、尾島は、原告 X 1 に対して、手数料及びスワップ金利の支払について一定の説明をしたと認めることができる。しかし、齊藤が平成 15 年 7 月 14 日に、別表 1 建玉分析表 27 番の 160 枚のユーロ売りを勧誘するに当たっては、毎日支払うべきスワップ金利については、一切説明をしていない。齊藤は、両建の効用として、同時に売りと買いを保有することによって損失と利益を相殺し、目先の値下がりに対応できることを説明した、損失が拡大することはないから、相場の動向を見ようとアドバイスしたなどと証言するが（証人齊藤 10 頁）、損切りをしていれば支払う必要のない手数料を支払う必要があること及び売り建玉を維持している限りは、ただそれだけで毎日 800 円のスワップ金利を支払わなければならぬことを説明していない。このことは、同年 8 月 21 日に行われた別表 1 建玉分析表の 49 番の取引についても、同様である。

以上のような事実関係からすると、齊藤が両建を勧誘した上記行為は、両建の利点のみを強調し、殊更に不利益な面を説明せずに行われたものであるというべきであり、顧客の利益を無視した違法な行為であるというべきである。

(3) 争点 3（損害額）について

ア 使用者責任及び損害額

尾島及び齊藤の前記不法行為は、被告の事業の執行につき行われたものであるから、被告は使用者として後記損害を賠償する義務を負う。

原告 X₁は、前記のとおりの尾島の説明義務違反がなければ、本件取引を開始していなかったということができるから、原告 X₁名義の本件取引における委託証拠金と返戻金との差額である 1985万1360円が前記尾島らの不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

他方、原告らは、被告固有の不法行為も主張するが、本件において、被告固有の不法行為の成立を認めるに足りる的確な証拠はないから、この点に関する原告らの主張は、理由がない。

イ 過失相殺

本件において、尾島及び齊藤の不法行為としては、前記のとおり、勧誘段階の説明義務違反に加え、取引継続中の違法な両建てを認めることができる。他方で、原告 X₁には、過去に商品先物取引や外国為替証拠金取引において損失を被ったことがあり、FX-WINがハイリスク・ハイリターンの金融商品であることを知りながら本件取引を開始し、相場の状況が良いときには、齊藤に勧められてもいいのに、原告 X₂に無断で同人名義の取引まで開始するなどとしていて、取引を拡大していくこと、また、相場が反転した際には、齊藤からの追加資金の依頼を断るなど、齊藤の言いなりになって本件取引にかかわっていたわけではないこと、その他本件に顧れた諸般の事情等を考慮すると、原告 X₁には損害の発生について過失が認められ、その過失割合は 1 割と認めるのが相当である。

そうすると、過失相殺後の損害額は、1786万6224円となる。

ウ 弁護士費用

本件事案の内容、訴訟の経過、認容額等に照らすと、本件不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は、180万円と認めるのが相当である。

(4) 争点 5 (原告 X₁が損害賠償請求権を放棄したか否か) について

被告は、平成 15 年 9 月 26 日、原告 X₁が取引完了確認書を作成した際、被告との間で債権債務がないことを確認し、被告に対する損害賠償請求権を放棄したと主張する。

しかしながら、原告 X 1 は、平成 15 年 9 月 26 日ころ、原告 X 1 名義の本件取引に関し、証拠金、売買差損益金の清算が完了し、原告 X 1 と被告との間で債権債務が存在しないことを確認し、被告との売買等の取引について一切異議がないことを確認する旨記載された同日付けの取引完了確認書（乙 2）に署名押印したことは、前記認定のとおりであるが、当時、原告 X 1 が被告に対して損害賠償請求権を有していたことを認識していたと認めるに足りる証拠はなく、原告 X 1 がそのことを認識しながら上記確認書に署名押印したとは認められない。

したがって、原告 X 1 が被告に対する損害賠償請求権を放棄したとは認められないから、被告の上記主張は、理由がない。

第 4 結論

よって、原告らの本訴請求は、原告 X 1 につき、主位的請求である不法行為（使用者責任）による損害賠償として、金 1966 万 6224 円及びこれに対する最終の不法行為の日である平成 15 年 9 月 25 日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、原告 X 1 のその余の請求及び原告 X 2 の請求は、いずれも理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法 64 条本文、61 条を、仮執行宣言につき同法 259 条 1 項を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 7 部

裁判長裁判官 山 崎 勉

裁判官 田 村 政 巳

裁判官 中 西 正 治

別表1

10

表析分玉建

No.	判定日付	商品名	通販	定期金額		万円	返済	残高	現状	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
				前	後											
1	2003/4/10	券 ジャパン	券	129.55	6,417,500			5	0	5						
2	2003/04/11	券 ジャパン	券	129.08	25,816,000			20	25							
3	2003/04/22	券 ジャパン	券	130.95	32,137,500			25	0	50						
4	2003/04/30	券 ジャパン	券	133.22	66,610,000			50	0	100						
5	2003/05/07	券 ジャパン	券	134.49	134,430,000			100	0	200						
6	2003/05/13	券 ジャパン	券	134.80	6,740,000	5	5	0	195	262,500	-11,175	25,000	1,250	237,495	217,495	
7	2003/05/19	券 ジャパン	券	134.80	26,960,000	70	70	0	175	1,144,050	-43,650	100,000	5,000	1,082,600	1,310,056	
8	2003/05/19	券 ジャパン	券	134.80	31,700,000	25	25	0	160	962,500	-39,375	125,000	6,250	870,625	2,260,650	
9	2003/05/19	券 ジャパン	券	115.38	80,766,000			70	0	210						
10	2003/05/26	券 ジャパン	券	138.57	68,285,000	50	50	0	170	2,875,000	-83,750	250,000	12,500	2,495,250	4,696,900	
11	2003/05/28	券 ジャパン	券	138.57	134,510,000	100	100	0	160	4,000,000	-126,000	500,000	25,000	3,681,000	8,377,900	
12	2003/05/28	券 ジャパン	券	138.77	208,165,000			0	220							
13	2003/05/29	券 ジャパン	券	139.67	41,901,000			0	250							
14	2003/05/29	券 ジャパン	券	118.76	83,132,000	70	70	0	180	2,316,000	-21,000	350,000	17,500	2,019,500	10,397,400	
15	2003/05/29	券 ジャパン	券	118.75	118,750,000	100	100	0	180							
16	2003/05/20	券 ジャパン	券	140.34	210,510,000	150	150	0	160	30	2,335,000	-18,000	31,500		1,586,500	11,982,900
17	2003/05/30	券 ジャパン	券	140.55	224,880,000			0	160	190						
18	2003/06/06	券 ジャパン	券	111.17	117,770,000			0	190	980,000	48,000	500,000	25,000	407,000	12,389,000	
19	2003/06/06	券 ジャパン	券	117.80	141,120,000	120	120	0	170	190						
20	2003/06/16	券 ジャパン	券	139.53	89,175,000			0	150	246						
21	2003/06/19	券 ジャパン	券	108.69	99,345,000			0	170	290						
22	2003/06/30	券 ジャパン	券	138.23	99,115,000	50	50	0	170	240		250,000	12,500	-415,500	11,074,400	
23	2003/07/01	券 ジャパン	券	131.75	68,875,000			0	170	290						
24	2003/07/14	券 ジャパン	券	132.73	39,319,000	30	30	0	170	260	-2,082,000	-11,400	130,000	7,500	-2,164,100	9,806,300
25	2003/07/14	券 ジャパン	券	132.73	66,165,000	50	50	0	170	210	-3,400,000	-10,000	250,000	12,500	-3,592,500	6,213,800
26	2003/07/14	券 ジャパン	券	132.73	66,365,000	50	50	0	170	160	-2,510,000	-32,500	250,000	12,500	-2,740,000	3,473,800
27	2003/07/14	券 ジャパン	券	132.73	212,368,000	160	160	0	170	160						
28	2003/07/14	券 ジャパン	券	117.46	140,952,000			0	170	160	168,000	261,360	600,000	30,000	-723,360	2,756,440
29	2003/07/18	券 ジャパン	券	142.01	52,804,000	40	40	0	170	200	160,					
30	2003/07/17	券 ジャパン	券	132.34	79,404,000			0	170	160	234,000	18,000	300,000	15,000	-39,000	2,651,440
31	2003/07/17	券 ジャパン	券	132.34	25,458,000			0	170	160						
32	2003/07/22	券 ジャパン	券	134.63	26,326,000			0	170	200						
33	2003/07/24	券 ジャapan	券	136.32	54,326,000			0	170	240						
34	2003/07/24	券 ジャapan	券	136.38	21,216,000	-20	20	0	170	220	808,000	-7,000	100,000	5,000	710,000	3,361,440
35	2003/07/24	券 ジャapan	券	136.38	21,216,000	20	20	0	170	200	350,000	-2,000	100,000	5,000	217,000	3,608,440
36	2003/07/29	券 ジャapan	券	131.35	41,205,000			0	170	220						
37	2003/08/08	券 ジャapan	券	134.48	80,688,000	60	60	0	170	250						
38	2003/08/08	券 ジャapan	券	135.36	53,120,000			0	170	210						
39	2003/08/11	券 ジャapan	券	133.80	17,822,000			0	170	200						
40	2003/08/11	券 ジャapan	券	133.74	13,274,000			0	170	250	-101,000	26,000	30,000	2,500	-181,500	362,440
41	2003/08/12	券 ジャapan	券	134.48	40,344,000	30	30	0	170	220						
42	2003/08/12	券 ジャapan	券	134.48	80,688,000	60	60	0	170	250						
43	2003/08/12	券 ジャapan	券	133.61	53,120,000			0	170	210						
44	2003/08/13	券 ジャapan	券	133.80	40,400,000	30	30	0	170	200	-30,000	150,000	7,500	-1,192,500	-1,932,060	
45	2003/08/13	券 ジャapan	券	133.80	73,350,000	55	55	0	170	280						

X 1

建 立 分 析 表

No.	約定日付	商品名	数量	決定金額	売渡 未渡	戻玉	買取	売却	差引現金	差引手数料	落札料	差引落札金	差引落札料	
48	2003/08/21	sur JPY	130.75	26,160,000	20 仕		155	160	-1,160,000	-84,400	100,000	6,000	-1,180,000	
49	2003/08/21	sur JPY	130.93	78,594,000			60	95	160	2,094,000	54,000	100,000	1,126,000	-2,187,600
50	2003/08/21	sur JPY	130.99	6,549,500			5	90	160	140,500	1,500	26,000	1,250	-112,750
49	2003/08/21	sur JPY	130.70	111,095,000	85 所			115	160					-2,074,910
50	2003/08/26	sur JPY	127.62	61,048,000			40	135	160	1,756,000	64,000	200,000	10,000	-1,182,000
51	2003/08/26	sur JPY	127.62	63,810,000			50	85	160	3,080,000	40,000	250,000	12,600	-2,084,500
52	2003/08/26	sur JPY	127.62	108,477,000			86	0	160	2,618,000	42,500	425,000	21,750	4,223,840
53	2003/08/26	sur JPY	127.38	292,914,000	230 所			230	160					
54	2003/08/21	sur JPY	126.22	166,666,000			130	160	-1,092,000	13,000	650,000	32,600	-1,117,500	
55	2003/08/21	sur JPY	128.22	128,220,000			160	100	260					2,436,310
56	2003/09/03	sur JPY	125.61	125,810,000	100 仕			100	160	-2,416,000	35,000	500,000	25,000	-463,650
57	2003/09/03	sur JPY	125.81	90,324,000	40 所			140	160					
58	2003/09/05	sur JPY	127.84	171,940,000			100	40	160	-660,000	100,000	500,000	25,000	-1,086,000
59	2003/08/10	sur JPY	131.36	24,408,000			55	30	160					-1,546,650
60	2003/09/15	sur JPY	126.50	51,400,000			40	0	160	-1,076,000	66,000	200,000		-2,912,600
61	2003/09/15	sur JPY	126.93	180,672,000	140 仕			0	60	-16,194,000	335,300	180,000	35,000	-16,097,200
62	2003/09/15	sur JPY	128.94	38,894,000	30 仕			0	20	-714,000	22,500	160,000	-841,300	-119,451,360
									-10,361,600	-570,640	9,300,000	162,600	-19,351,360	

未販出量料: -10,361,600
差引未販出料: -19,351,360

* 上記表に記載された「取引所税」の欄(は)はスワップポイントをあらわしております、プログラム上、利息の受領はマイナス、利息の支払いはプラスで記載されている。

別表2

X.2

建 王 分 析 表

No.	取引日付	取引名	価格	約定金額	売却 手数料	売却 費用	売却 金額	販賣部 手数料	販賣部 費用	販賣部 金額	差引手数料	差引費用	差引手数料
1	2003/5/6	pur jpy	132.21	13,221,000			10	0					
2	2003/5/20	pur jpy	135.14	13,098,000			20	0	30				
3	2003/5/20	pur jpy	136.56	13,312,000			20	0	50				
4	2003/5/24	pur jpy	138.64	13,884,000	10	10	0	40		643,000	-12,000	60,000	602,500
5	2003/5/28	pur jpy	138.64	13,884,000	10	10	0	20		700,000	-22,000	100,000	612,000
6	2003/5/28	pur jpy	138.70	13,927,000	10	10	0	20		700,000	-22,000	100,000	612,000
7	2003/5/28	pur jpy	139.47	13,894,000	20	10	0	30		382,000	-10,000	100,000	401,000
8	2003/5/28	pur jpy	138.78	13,634,000	30	10	0	30					1,706,100
9	2003/5/28	pur jpy	139.18	13,910,000	10	10	0	30					
10	2003/5/28	pur jpy	137.38	13,690,000	10	10	0	30					
11	2003/5/16	pur jpy	139.53	13,975,000	10	10	0	30					
12	2003/5/18	pur jpy	139.23	13,615,000	50	10	0	30					
13	2003/5/18	pur jpy	139.36	13,680,000	10	10	0	30					
14	2003/5/23	pur jpy	136.18	13,657,000	30	10	0	30					
15	2003/5/23	pur jpy	117.99	13,538,000	20	10	0	30					
16	2003/5/25	pur jpy	117.55	13,705,000	10	10	0	30					
17	2003/01/01	pur jpy	137.75	13,875,000	10	10	0	30					
18	2003/01/14	pur jpy	132.73	13,635,000	60	10	0	30					
19	2003/01/14	pur jpy	132.73	13,635,000	50	10	0	30					
20	2003/01/14	pur jpy	132.73	13,270,000	100	10	0	30					
21	2003/01/14	pur jpy	117.46	13,492,000	10	10	0	30					
22	2003/01/17	pur jpy	132.34	13,705,000	10	10	0	30					
23	2003/01/22	pur jpy	134.63	13,926,000	20	10	0	30					
24	2003/01/24	pur jpy	136.37	14,896,000	10	10	0	30					
25	2003/01/24	pur jpy	136.38	13,726,000	20	10	0	30					
26	2003/01/29	pur jpy	137.35	13,795,000	10	10	0	30					
27	2003/01/29	pur jpy	135.36	13,860,000	10	10	0	30					
28	2003/01/29	pur jpy	125.36	11,536,000	10	10	0	30					
29	2003/01/29	pur jpy	133.80	14,140,000	30	10	0	30					
30	2003/01/29	pur jpy	133.80	13,380,000	10	10	0	30					
31	2003/01/18	pur jpy	133.80	13,380,000	10	10	0	30					
32	2003/01/18	pur jpy	133.80	9,200,000	60	10	0	30					
33	2003/01/21	pur jpy	130.75	9,225,000	10	10	0	30					
34	2003/01/21	pur jpy	130.99	9,297,000	30	10	0	30					
35	2003/01/21	pur jpy	130.75	5,200,000	40	10	0	30					
36	2003/01/21	pur jpy	125.82	3,246,000	10	10	0	30					
37	2003/01/26	pur jpy	123.62	5,048,000	10	10	0	30					
38	2003/01/26	pur jpy	127.38	124,832,400	98	10	0	30					
39	2003/01/27	pur jpy	128.22	126,695,600	10	10	0	30					
40	2003/01/27	pur jpy	128.22	3,436,000	10	10	0	30					
41	2003/01/28	pur jpy	125.81	2,142,000	20	10	0	30					
42	2003/01/28	pur jpy	125.81	3,714,000	30	10	0	30					
43	2003/01/28	pur jpy	125.81	6,905,000	50	10	0	30					
44	2003/01/28	pur jpy	121.84	3,352,000	10	10	0	30					
45	2003/01/28	pur jpy	131.36	26,272,000	10	10	0	30					

建玉分析表

No.	料定日付	取引名	建戻	料定金額	差戻	差戻 未決	建戻 未決	貯蔵	売掛け	支票	支票 未決	現金	現金 未決	支票年数料	支票所用	消費税	建引負担金	建引負担金計
45	2003/07/25	Sur [PY]	76,30	25,700,000				20	0	70		-638,000		100,000	100,000		-682,000	-13,420,160
47	2003/09/25	Sur [PY]	78,98	64,490,000	50	50				0	20		-5,400,000	-277,500	250,000	12,500	-6,385,000	-18,305,160
48	2003/09/26	Sur [PY]	78,98	25,786,000	20	20				0	0		-476,000	-75,000	100,000	100,000	-561,000	-19,366,160
		差戻負担金:		-16,345,700														
		建引負担金:		-19,366,460														

※ 上記表に記載された「取り引所税」の欄はスワップポイントをあらわしており、プログラム上、利息の受領はマイナス、利息の支払いはプラスで記載されている。

別表3

通貨	適用年月日	買い	売り
ユーロ	平成15年3月7日以降	55円	65円
ユーロ	平成15年5月1日以降	60円	120円
ユーロ	平成15年6月6日以降	50円	100円
米ドル	平成15年5月1日以降	30円	60円
米ドル	平成15年6月27日以降	27円	54円
英ポンド	平成15年5月1日以降	140円	250円
イスラエル・ペソ	平成14年8月15日以降	10円	80円